

《コンタクトレンズ処方検査料について》

本院はコンタクトレンズ検査料1の施設基準に相当する、また電子加算の施せる基準に相当する施設です。診療報酬算定要件に基づき、コンタクトレンズ検査料1を算定いたします。

コンタクトレンズ処方と共に目薬が出た場合は、眼薬の代金は別に必要です。またコンタクトレンズを現在装用している方でもコンタクトレンズの装用（処方）を目的で来院されていない場合、コンタクトレンズ検査料1は適用されず通常の検査料になります。

コンタクトレンズ検査料1のご説明

診察	加算名称	点数
1. 本院で初めてコンタクトレンズを処方する場合で、過去3ヶ月以内に本院の受診がない方	「初診料」291点 「医療情報取得加算初診」1点 「医療DX推進体制整備加算2」11点 「外来・在宅バーサップ評価料(Ⅰ)」6点 「コンタクトレンズ検査料1」200点	509点
2. 本院の再診の方（①過去に本院でコンタクトレンズを作られたことがある方②過去3ヶ月以内に本院を受診したことがある方）で、本院でコンタクトレンズを処方する場合	「再診料」75点 「明細書発行体制加算」1点 「医療情報取得加算再診」1点 「外来・在宅バーサップ評価料(Ⅰ)」2点 「コンタクトレンズ検査料1」200点	279点

ただし以下の場合、「コンタクトレンズ検査料1」ではなく通常の検査料金となります。

- イ) 結膜炎（目やに、かゆみ、充血など）や角膜炎（角膜の傷）などによりコンタクトレンズの装用を中止する必要がある場合。
- ロ) 円錐角膜、角膜変形もしくは高度不正乱視の治療目的としてハードコンタクトレンズの処方を行った場合。
- ハ) 高眼圧症、緑内障、網膜硝子体疾患もしくは視神経疾患の方で、その疾患に対する検査をし、コンタクトレンズ処方を行った場合。
- ニ) 度数のない治療用コンタクトレンズを装用する場合
- ホ) 9歳未満の小児に対して弱視、斜視、緑内障もしくは不同視の治療を目的としてコンタクトレンズ処方を行った場合。
- ヘ) 眼内の手術前後の方の場合

また、過去に本院でコンタクトレンズの処方を行ったことがあっても、その後コンタクトレンズを原因としない眼病や自己都合でコンタクトレンズの装用を中止した場合や、本院の受診がコンタクトレンズの装用(処方)を目的とするものではなく、コンタクトレンズの装用に関係のない何らかの眼病の検査や治療を目的とするものである場合は、前回の受診から3か月以上の間隔があくと初診となります。

ご不明な点がございましたら院長より説明させていただきますのでお気軽にお声掛けください。

■コンタクトレンズは高度管理医療機器です。眼科専門医の処方、定期検査を受け、使用期限を守り正しく使うことが、コンタクトレンズでのトラブルを未然に防ぐ方法です。

■コンタクトレンズ担当医師… 土井 素明（厚生労働省の施設基準に定める眼科診療経験を有する）